

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年1月15日
【四半期会計期間】	第13期第3四半期（自 2018年9月1日 至 2018年11月30日）
【会社名】	株式会社トライステージ
【英訳名】	Tri-Stage Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 丸田 昭雄
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目2番20号
【電話番号】	03-5402-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 西田 真也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸一丁目2番20号
【電話番号】	03-5402-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 西田 真也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 第3四半期連結 累計期間	第13期 第3四半期連結 累計期間	第12期
会計期間	自 2017年3月1日 至 2017年11月30日	自 2018年3月1日 至 2018年11月30日	自 2017年3月1日 至 2018年2月28日
売上高 (千円)	42,284,362	40,712,719	55,775,816
経常利益 (千円)	163,539	128,766	908,449
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する四半期 純損失( ) (千円)	129,691	1,128,143	385,913
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	135,616	1,259,713	427,865
純資産額 (千円)	8,346,232	7,373,270	8,914,982
総資産額 (千円)	17,686,634	16,633,369	18,019,850
1株当たり当期純利益金額又は1 株当たり四半期純損失金額( ) (円)	4.46	38.74	13.27
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	-	13.19
自己資本比率 (%)	45.8	43.1	48.2

回次	第12期 第3四半期連結 会計期間	第13期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自 2017年9月1日 至 2017年11月30日	自 2018年9月1日 至 2018年11月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	2.22	7.27

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第12期第3四半期連結累計期間及び第13期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、先行きの不透明感が残るものの、企業収益の改善や雇用・所得環境の改善傾向を背景に、個人消費も持ち直し、緩やかな回復基調が続いております。

当社グループの顧客企業が属するダイレクトマーケティング市場は、通信販売の定着及びインターネット通販の拡大とともに、拡大基調が続いております。

このような環境の下、当期は長期的な成長を実現するための準備期間として位置づけ、ダイレクトデータマーケティング基盤の構築を図りながら、収益性向上とグループシナジーの創出に注力してまいりました。

なお、持分法適用関連会社であるTV Direct Public Company Limitedの株式について、第1四半期連結会計期間末において時価が著しく下落したことを受け、のれん相当額の一時的償却を495,166千円計上しております。当第3四半期連結会計期間末においても引き続き時価が下落した状態にあるため、464,247千円を持分法による投資損失に含めて営業外費用として計上いたしました。持分法による投資損失の合計額はTV Direct Public Company Limitedの業績等に対する当社持分を反映し505,239千円となりました。

また、第2四半期連結会計期間末において、連結子会社であるPT. Merdis International及びJML Singapore Pte. Ltd.について、各社の事業計画に対する進捗状況や今後の業績見通しを踏まえて検討した結果、同事業に係る固定資産102,233千円及び同社株式取得時に計上したのれん未償却残高の全額851,070千円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

この結果、当社グループの当第3四半期連結累計期間における売上高は40,712,719千円（前年同期比3.7%減）、売上総利益は4,398,267千円（前年同期比3.7%増）となりました。販売費及び一般管理費は3,745,552千円（前年同期比10.9%増）となり、営業利益は652,715千円（前年同期比24.6%減）、経常利益は128,766千円（前年同期比21.3%減）、親会社株主に帰属する四半期純損失は1,128,143千円（前年同期は129,691千円の損失）となりました。

このような状況を踏まえ、早急なグループ成長戦略の立て直しが必要と考えております。現在、海外事業の今後の方針を含め、グループ成長戦略の再検討と中期経営計画の再策定を進めており、当期末決算発表までを目途に公表する予定です。また、グループ企業の一部については、既に事業戦略の見直しを推し進めております。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間より、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を変更しており、前年同期比較については変更後の利益又は損失の算定方法により組み替えたものによっております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」をご参照ください。

#### ダイレクトマーケティング支援事業

テレビ事業は、既存の強みである「データ分析に基づく最適な媒体提供」、「売れる映像制作」、「効率的な受注管理」によって、顧客企業の売上及び利益の最大化に取り組みました。当期の課題である売上総利益率の改善については、メディア枠の仕入量の適正化を行い、また、採算の悪い成果報酬型取引については、取引条件の見直しを行い、リスクの低減化を推し進めました。加えて、新規及び既存顧客企業において、複数の採算に優れた番組・CMのローンチに成功しました。以上により、売上高は前年同期比で減少したものの、売上総利益率は前年同期比1.9ポイント改善いたしました。

WEB事業は、株式会社アドフレックス・コミュニケーションズを中心として、テレビとWEBの相互提案とAIツールの積極導入を実施し、新規顧客企業の獲得及び既存顧客企業との取引拡大に取り組みとともに、顧客企業の売上及び利益の最大化に取り組んでおります。主要顧客企業の広告出稿計画の見直しを受け、売上高・売上総利益ともに減少いたしました。9月には、海外で4,000社以上の導入実績があるリスティング広告を最適化するAIツール「AdScale（アドスケール）」について、SOPHOLA株式会社のサービス開発パートナーとして日本国内での優先的なサービス提供を開始いたしました。すでに10社以上が導入し、着実にリスティング広告の効率改善に寄与しております。また費用面では、今後の成長のための人材投資として、積極的な人員採用を行いました。従業員数は前年同期比にて10名増加しております。

この結果、売上高は23,976,291千円（前年同期比12.2%減）、営業利益は938,650千円（前年同期比9.8%減）となりました。

#### DM事業

DM事業は、メールカスタマーセンター株式会社を中心として、「ゆうメール」や「クロネコDM便」等のダイレクトメール発送代行業務に取り組んでおります。昨今の送料料金値上げの影響が懸念されましたが、新規顧客企業の獲得が順調に進んだことにより、ダイレクトメール取扱通数は過去最高となりました。また、既存顧客企業への販売価格見直しを図り、売上総利益率の維持及び向上を推し進めました。

この結果、売上高は13,926,439千円（前年同期比9.5%増）、営業利益は299,537千円（前年同期比33.3%増）となりました。

#### 海外事業

海外事業は、PT. Merdis International及びJML Singapore Pte. Ltd.を中心としてASEANでのテレビ通販やEC、リテール及び卸売に取り組んでおります。第3四半期連結会計期間においても引き続き厳しい状況が続いておりますが、現地での詳細な状況調査を進めたことにより問題点は明らかになっており、事業戦略の見直しを進めております。これに伴い、まずタイにおける事業の再構築の一環として、Tri-Stage Merchandising (Thailand) Co., Ltd.を解散する方針といたしました。当社は、引き続き、事業の選択と集中を進め、早急な業績回復を図ってまいります。

この結果、売上高は1,438,372千円（前年同期比18.1%増）、営業損失は313,611千円（前年同期は235,895千円の損失）となりました。

#### 通販事業

通販事業は、株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズを中心として、薬剤師による丁寧なカウンセリングを実施しながら一般用漢方製剤の通信販売を行っております。同事業は、テレビ、ラジオ、新聞での通信販売によって「私の漢方薬」シリーズの顧客数を増加させつつ、商品を継続的に利用していただけるよう、カウンセリングに取り組んでおります。

この結果、売上高は277,884千円（前年同期比917.3%増）、営業損失は253,631千円（前年同期は171,184千円の損失）となりました。

#### その他の事業

その他の事業は、株式会社日本百貨店の営む小売事業「日本百貨店」において、各店舗の収益拡大及び卸売事業の強化に取り組んでおります。既存の7店舗に加え、当期は5月に初の飲食店である「さかば」を東京丸の内に新規出店、11月に食品と雑貨を同時に扱う店舗「となりに。」を八王子オーバへ新規出店いたしました。費用面では、これらの開店費用や、管理体制を強化するための人件費等が増加いたしました。

この結果、売上高は1,093,730千円（前年同期比7.8%増）、営業損失は18,888千円（前年同期は7,239千円の利益）となりました。

## (2) 財政状態の分析

### (資産)

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ1,386,481千円減少し、16,633,369千円となりました。これは主にのれんが1,027,244千円、投資有価証券が605,013千円減少した一方、受取手形及び売掛金が516,085千円増加したこと等によるものであります。

### (負債)

当第3四半期連結会計期間末における負債の合計は、前連結会計年度末に比べ155,231千円増加し、9,260,099千円となりました。これは主に買掛金が104,775千円、未払法人税等が80,638千円増加したこと等によるものであります。

### (純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産の合計は、前連結会計年度末に比べ1,541,712千円減少し、7,373,270千円となりました。これは主に親会社株主に帰属する四半期純損失を1,128,143千円計上し、剰余金の配当を291,178千円行ったこと等によるものであります。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

#### 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念や経営理念、当社企業価値の源泉、顧客企業等の当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる者でなければならないと考えております。

一方で、当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、会社の支配権の移転を伴う特定の者による当社株式の大規模買付等であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式の大規模買付提案に応じるかどうかについては、最終的には株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社の株主や取締役会が買付や買収提案の内容等について検討し、当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないもの、当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等もありません。

当社は、上記の例を含め当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するおそれのある大規模買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えており、このような者による当社株式の大規模買付行為に対しては、必要かつ相当な対抗措置を取ることにより、株主の皆様に大規模買付行為に応じるかどうかを検討するための情報・時間を確保するとともに、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を守る必要があると考えております。

#### 基本方針の実現に資する特別な取り組みの内容の概要

##### イ．企業理念及び企業価値の源泉

当社は、「消費者の喜びは、クライアントの喜びであり、私たちの喜び」を社是とし、ダイレクトマーケティング支援事業を行っております。

ダイレクトマーケティングによって商品がより多く消費者に選択されるためには、ダイレクトマーケティングを構成するバリューチェーン、すなわち商品開発、事業計画、表現企画、媒体選定、受注、効果分析、情報加工、物流・決済、顧客管理の各局面を充実させる必要があります。当社は、顧客企業の商品が、消費者から選ばれ、より多く売れるために、ダイレクトマーケティングのバリューチェーンの全ての局面におけるソリューションメニューを有しており、顧客企業に合わせてその全部又は一部を提供しています。当社では、これらのソリューションメニューの提供を総合的に実施することを「トータルソリューションサービス」と称し、当社の事業の特長としております。

トータルソリューションサービスにおける当社の強みは、大量一括仕入れによる豊富かつ費用対効果の高い媒体の調達力、複数のコンタクトセンターを一括管理することによる受注管理ノウハウ、データ・情報の分析力にあります。

媒体調達は参入障壁の高い分野ですが、広告代理店出身の創業者による広告代理店やテレビ局との長期的な信頼関係と媒体取り扱い経験に基づいた大量一括仕入れにより、安定的に豊富な媒体を仕入れることを可能としております。

受注管理ノウハウにおいては、当社が各コンタクトセンターを一括して取りまとめ、顧客商品の理解を促進させる独自の受電マニュアルを作成し、受注データを基に改善を繰り返すことで受注効率の向上を実現しております。

データ・情報の分析力においては、多種多様な商品の取り扱い実績及び番組・CM枠の取り扱い実績を保有しており、顧客企業に対し効果的なプランを提案しております。番組・CM放送の際は、表現制作物のモニタリングテストを実施し、商品の魅力が消費者に伝わるかを定量的に評価しております。また、番組・CM放送後には、受注時の各種データも用いて売り上げ効率を数値化し、分析しております。

これらの強みは、当社の重要な事業基盤であり、企業価値の源泉となっております。

また、当社の企業理念に共感して集まり、多岐にわたるサービス内容を熟知して、経験とノウハウを蓄積した従業員は当社の重要な経営資源であり、顧客企業との長期的かつ強い信頼関係の構築に繋がっております。

## ロ．企業価値の向上に資する取り組み

ダイレクトマーケティング支援事業のうち、テレビ事業は、既存の強みである「データ分析に基づく最適な媒体提供」、「売れる映像制作」、「効率的な受注管理」によって、顧客企業の通販売上最大化に取り組みました。当期の課題である売上総利益率の改善については、メディア枠の仕入量を適正化を行うとともに、採算の悪い成果報酬型取引については、取引条件の見直しを行い、リスクの低減化を推し進めております。また、WEB事業は、株式会社アドフレックス・コミュニケーションズを中心として、テレビとWEBの相互提案とAIツールの積極導入を実施し、新規顧客獲得及び既存顧客との取引拡大に取り組みむとともに、今後の業容拡大のための積極的な人員採用を図りました。

DM事業は、メールカスタマーセンター株式会社を中心として、「ゆうメール」や「クロネコDM便」等のダイレクトメール発送代行業務に取り組んでおります。新規顧客企業の獲得が順調に進んだことにより、ダイレクトメール取扱通数は過去最高となりました。

海外事業は、海外子会社等を中心としてASEANでのテレビ通販やEC、リテール及び卸売に取り組んでおります。厳しい状況が続いておりますが、引き続き事業の選択と集中を進め、早急な業績回復を図ってまいります。

通販事業は、株式会社日本ヘルスケアアドバイザーズを中心として、薬剤師による丁寧なコンサルティングを実施しながら一般用漢方製剤の通信販売を行っております。テレビ、ラジオ、新聞での通信販売によって「私の漢方薬」シリーズの顧客数を増加させつつ、商品を継続的に利用していただけるよう、コンサルティングに取り組んでおります。

その他の事業は、株式会社日本百貨店の営む小売事業「日本百貨店」において、各店舗の収益拡大及び卸売事業の強化に取り組んでおります。当期は、既存の7店舗に加え、新規店舗の出店を進めております。

### 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの内容の概要

基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、当社は、2016年5月26日開催の第10期定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を更新いたしました。本プランの概要は以下のとおりです。

当社の発行する株券等の買付行為を行おうとする者のうち、本プランの対象となる者は、当該買付者を含む株主グループ（以下「大規模買付者グループ」）の議決権割合を25%以上とすることを目的とする買付行為もしくはこれに類似する行為を行おうとする者、又は、当該買付行為の結果、大規模買付者グループの議決権割合が25%以上となる買付行為もしくはこれに類似する行為を行おうとする者（以下、及びの買付行為又はこれに類似する行為の一方又は双方を「大規模買付行為」、これを行おうとする者を「大規模買付者」）です。

大規模買付者には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、大規模買付者の氏名又は名称、住所又は本店事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の役職及び氏名、国内連絡先、大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要及び大規模買付行為によって達成しようとする目的の概要を明示し、本プランに定められた手続を遵守することを約束する旨を記載した書面（以下「意向表明書」）をご提出いただきます。

当社取締役会は、大規模買付者から提出された意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、当社取締役会が大規模買付者の大規模買付行為の内容を検討するために必要と考える情報（以下「必要情報」）の提供を要請する必要情報リストを交付します。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が十分ではないと認められた場合、大規模買付者に対して、追加的に情報の提供を要求することがあります。当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書が提出された場合及び必要情報が提供された場合にはその旨を開示します。また、当社取締役会が、当社株主の皆様の判断のために必要であると判断した場合には、適切と判断される時期に、必要情報の全部又は一部を開示します。

当社取締役会は、大規模買付者から十分な必要情報の提供を受けた日から起算して60営業日以内の期間（以下「分析検討期間」）、必要に応じて外部専門家の助言を受けるなどしながら、提供された必要情報の分析・検討を行い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、大規模買付者から十分な必要情報の提供を受けたと判断した場合には、速やかにその旨及び分析検討期間の満了日を開示します。ただし、当社取締役会は、上記検討を行うに当たり必要があると認める場合には、30営業日を上限として分析検討期間を延長することができるものとし、その場合には、具体的な延長期間及び延長の理由を開示するものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為に関する当社取締役会としての対応方針を取りまとめ、公表します。

当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、あるいは、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。また、当社取締役会は、一定の場合には、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関して株主総会を招集する場合があります。

大規模買付者は、分析検討期間の経過後（当社取締役会が分析検討期間内に大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関して株主総会を招集する旨を決議した場合には、当該株主総会の終結後）にのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。

当社取締役会は、分析検討期間が終了しているか否かにかかわらず、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがないと判断した場合は、当該大規模買付行為について以後本プランを適用せず、また、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、公表します。

大規模買付者が本プランを遵守しなかった場合、当社取締役会は、会社法その他の法律及び当社定款の下で可能な対抗措置のうちから、そのときの状況に応じ最も適切と判断した手段を選択し、対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会は、大規模買付者が本プランを遵守している場合には、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置を発動しません。ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合であり、かつ、対抗措置を取ることが相当であると認められる場合には、当社取締役会は、前記と同様の対抗措置を発動することがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為に対して対抗措置を発動するか否かの判断の公正性を確保するため、事前に、本プランに関して設置する当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会に対し、必ず対抗措置の発動の是非等について諮問します。なお、当社取締役会が特別委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、取締役会の分析検討期間に含まれるものとします。特別委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非等について勧告します。特別委員会は、勧告に際して、対抗措置の発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。当社取締役会は、この特別委員会による勧告を株主の皆様が開示した上で、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。

当社取締役会は、特別委員会が予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した上、株主総会の承認を得れば対抗措置の発動を認める勧告を行った場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する株主の皆様意思を確認します。株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主総会の決議に従い、対抗措置の発動等に関する決議を行うものとします。そのほか、当社取締役会は、大規模買付行為による当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する侵害が認められるか否かが問題となっており、かつ、当社取締役会が善管注意義務に照らし株主意思を確認することが適切と判断する場合には、事前に特別委員会に対し、株主総会を招集して株主意思を確認することの是非等について諮問した上で、株主総会を招集し、当該大規模買付行為に関する株主の皆様意思を確認することができるものとします。当社取締役会が特別委員会に諮問して答申を受けるまでの期間は、取締役会の分析検討期間に含まれるものとします。当社取締役会は、特別委員会による勧告を株主の皆様が開示した上で、当該勧告を最大限尊重して、株主総会の招集に関して決議を行います。なお、特別委員会が対抗措置の発動を認めない旨の勧告を行った場合には、原則として、株主総会を招集することはありません。

当社取締役会が上記の手に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合、又は、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき又は勧告の有無にかかわらず、対抗措置の中止又は発動の停止を決議するものとします。

本プランの有効期間は、2016年5月26日開催の当社第10期定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合、又は、当社株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会により本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは、当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。

#### 当社取締役会の判断及び理由

当社取締役会は、以下の理由から、本プランは、基本方針に沿うものであり、当社株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

##### イ．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しております。また、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化をふまえた買収防衛策の在り方」をふまえた内容となっております。

##### ロ．株主意思を重視するものであること

本プランの有効期間は、2016年5月26日開催の当社第10期定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、当該株主総会において、株主の皆様より本プランの更新についてご承認を頂戴した場合に限り、当該株主総会終了後本プランを更新することを予定しております。また、当社は、本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は当社株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを変更又は廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランをその時点で変更又は廃止します。その意味で、本プランは、当社株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

##### ハ．独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

実際に大規模買付者が出現した場合には、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみにより構成される特別委員会によって、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を侵害するか否かなどの実質的な判断を行い、当該判断を当社取締役会に最大限尊重させることによって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、当該判断の概要については株主の皆様へ情報開示することとされており、本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

##### ニ．合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置は、本プランに定める合理的かつ客観的な要件が充足される場合でなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

##### ホ．デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、大規模買付者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができないいわゆるデッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社取締役の任期は1年とされており、期差任期制は採用されていないため、本プランは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策ではありません。

#### (4) 研究開発活動

金額が僅少のため、記載しておりません。なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。



### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	96,000,000
計	96,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2018年11月30日)	提出日現在発行数(株) (2019年1月15日)	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	30,517,200	30,517,200	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
計	30,517,200	30,517,200	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2019年1月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年9月1日～ 2018年11月30日	-	30,517,200	-	645,547	-	635,547

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2018年8月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2018年11月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 1,389,300	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 29,125,800	291,258	-
単元未満株式	普通株式 2,100	-	一単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	30,517,200	-	-
総株主の議決権	-	291,258	-

【自己株式等】

2018年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社 トライステージ	東京都港区海岸 一丁目2番20号	1,389,300	-	1,389,300	4.55
計	-	1,389,300	-	1,389,300	4.55

2【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007（平成19）年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2018年9月1日から2018年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2018年3月1日から2018年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は2018年7月1日付をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (2018年11月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	6,230,129	6,270,701
受取手形及び売掛金	7,038,191	7,554,276
商品	553,914	342,442
仕掛品	16,375	9,328
貯蔵品	14,294	4,739
その他	287,575	281,490
貸倒引当金	3,239	3,610
流動資産合計	14,137,241	14,459,368
固定資産		
有形固定資産	471,332	359,487
無形固定資産		
のれん	1,496,371	469,127
その他	290,162	298,302
無形固定資産合計	1,786,534	767,429
投資その他の資産		
投資有価証券	1,124,445	519,431
その他	472,683	515,781
貸倒引当金	34,239	41,173
投資その他の資産合計	1,562,889	994,039
固定資産合計	3,820,756	2,120,956
繰延資産	61,853	53,044
資産合計	18,019,850	16,633,369
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	4,601,557	4,706,333
短期借入金	425,548	1,405,909
未払法人税等	94,845	175,484
賞与引当金	3,814	81,898
役員賞与引当金	21,880	-
その他の引当金	18,708	24,485
その他	567,314	390,805
流動負債合計	5,733,669	6,784,917
固定負債		
長期借入金	3,080,560	2,192,597
退職給付に係る負債	106,116	110,184
資産除去債務	79,786	80,401
その他	104,736	91,997
固定負債合計	3,371,199	2,475,182
負債合計	9,104,868	9,260,099

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (2018年11月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	645,547	645,547
資本剰余金	746,108	744,808
利益剰余金	7,851,739	6,432,485
自己株式	702,726	697,820
株主資本合計	8,540,669	7,125,021
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	350	423
為替換算調整勘定	141,241	37,242
その他の包括利益累計額合計	141,591	37,665
新株予約権	33,493	39,000
非支配株主持分	199,227	171,582
純資産合計	8,914,982	7,373,270
負債純資産合計	18,019,850	16,633,369

## (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年3月1日 至 2017年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年3月1日 至 2018年11月30日)
売上高	42,284,362	40,712,719
売上原価	38,001,003	36,272,621
売上総利益	4,283,359	4,440,098
返品調整引当金繰入額	40,033	41,830
差引売上総利益	4,243,325	4,398,267
販売費及び一般管理費	3,377,945	3,745,552
営業利益	865,380	652,715
営業外収益		
受取利息	6,474	6,609
受取配当金	70	1
為替差益	6,705	-
受取手数料	3,023	3,055
その他	4,972	3,689
営業外収益合計	21,246	13,355
営業外費用		
支払利息	19,436	18,649
持分法による投資損失	691,135	505,239
為替差損	-	1,772
その他	12,515	11,643
営業外費用合計	723,087	537,304
経常利益	163,539	128,766
特別利益		
固定資産売却益	1,472	267
新株予約権戻入益	349	566
投資有価証券売却益	-	27,703
特別利益合計	1,821	28,537
特別損失		
減損損失	-	959,173
固定資産除却損	18,538	549
その他	-	5,455
特別損失合計	18,538	965,178
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	146,823	807,874
法人税、住民税及び事業税	156,680	361,161
法人税等調整額	106,533	29,349
法人税等合計	263,214	331,812
四半期純損失( )	116,391	1,139,686
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失( )	13,299	11,543
親会社株主に帰属する四半期純損失( )	129,691	1,128,143

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年3月1日 至 2017年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年3月1日 至 2018年11月30日)
四半期純損失( )	116,391	1,139,686
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	118	80
為替換算調整勘定	40,110	121,531
持分法適用会社に対する持分相当額	20,766	1,583
その他の包括利益合計	19,225	120,027
四半期包括利益	135,616	1,259,713
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	142,940	1,232,069
非支配株主に係る四半期包括利益	7,324	27,644

【注記事項】

(追加情報)

(連結納税制度の適用)

当社及び一部の連結子会社は、第1四半期連結会計期間より、連結納税制度を適用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

当座貸越契約

当社及び一部の連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関6行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく前連結会計年度末及び当第3四半期連結会計期間末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

(円建て)

	前連結会計年度 (2018年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (2018年11月30日)
当座貸越極度額	6,100,000千円	6,550,000千円
借入実行残高	334,000	200,000
差引額	5,766,000	6,350,000

(米ドル建て)

	前連結会計年度 (2018年2月28日)	当第3四半期連結会計期間 (2018年11月30日)
当座貸越極度額	- 千ドル	4,000千ドル
借入実行残高	-	783
差引額	-	3,216

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自2017年3月1日 至2017年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自2018年3月1日 至2018年11月30日)
減価償却費	103,672千円	111,245千円
のれんの償却額	186,075	120,050



(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2017年3月1日 至 2017年11月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2017年5月26日 定時株主総会	普通株式	653,972	90	2017年2月28日	2017年5月29日	利益剰余金

(注) 2017年3月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の株数を基準に配当を実施いたしました。

当第3四半期連結累計期間(自 2018年3月1日 至 2018年11月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年5月25日 定時株主総会	普通株式	291,178	10	2018年2月28日	2018年5月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2017年3月1日 至 2017年11月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				
	ダイレクト マーケティング 支援事業	DM事業	海外事業	通販事業	計
売上高					
外部顧客への売上高	27,302,464	12,722,396	1,217,693	27,316	41,269,871
セグメント間の内部売上高 又は振替高	58,214	1,526	3,064	-	62,804
計	27,360,678	12,723,923	1,220,757	27,316	41,332,676
セグメント利益又は損失( )	1,040,505	224,663	235,895	171,184	858,089

(単位:千円)

	その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損益 計算書計上額 (注)3
売上高				
外部顧客への売上高	1,014,490	42,284,362	-	42,284,362
セグメント間の内部売上高 又は振替高	4,471	67,275	67,275	-
計	1,018,962	42,351,638	67,275	42,284,362
セグメント利益又は損失( )	7,239	865,329	51	865,380

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、小売事業「日本百貨店」の運営を行っております。

2. セグメント利益又は損失の調整額は、貸倒引当金繰入額の調整額であります。

3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

当第3四半期連結累計期間において、持分法適用関連会社であるTV Direct Public Company Limited株式について、時価が著しく下落したため、のれん相当額の一時償却を行っております。これにより、前連結会計年度の末日に比べ、「海外事業」のセグメント資産が599,333千円減少しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間（自 2018年3月1日 至 2018年11月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				
	ダイレクト マーケティング 支援事業	DM事業	海外事業	通販事業	計
売上高					
外部顧客への売上高	23,976,291	13,926,439	1,438,372	277,884	39,618,988
セグメント間の内部売上高 又は振替高	238,189	10,243	12,666	-	261,099
計	24,214,481	13,936,683	1,451,038	277,884	39,880,088
セグメント利益又は損失( )	938,650	299,537	313,611	253,631	670,945

(単位：千円)

	その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損益 計算書計上額 (注)3
売上高				
外部顧客への売上高	1,093,730	40,712,719	-	40,712,719
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,147	262,246	262,246	-
計	1,094,878	40,974,966	262,246	40,712,719
セグメント利益又は損失( )	18,888	652,057	657	652,715

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、小売事業「日本百貨店」の運営を行っております。

2. セグメント利益又は損失の調整額は、主にセグメント間取引消去によるものであります。  
3. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

当第3四半期連結累計期間において、持分法適用関連会社であるTV Direct Public Company Limited株式について、時価が著しく下落したため、のれん相当額の一部償却を行っております。これにより、前連結会計年度の末日に比べ、「海外事業」のセグメント資産が464,247千円減少しております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「海外事業」において、連結子会社であるPT. Merdis International及びJML Singapore Pte. Ltd.各社の事業計画に対する進捗状況や今後の業績見通しを踏まえて検討した結果、当第3四半期連結累計期間に同事業に係る事業資産等に対して減損損失953,304千円を特別損失に計上しております。

(のれんの金額の重要な変動)

「海外事業」において、連結子会社であるPT. Merdis International及びJML Singapore Pte. Ltd.各社の事業計画に対する進捗状況や今後の業績見通しを踏まえて検討した結果、同社株式取得時に計上したのれん未償却残高の全額851,070千円を当第3四半期連結累計期間に減損損失として特別損失に計上しております。

なお、上記(固定資産に係る重要な減損損失)の中に当該のれんの減損も含めて記載しております。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

4. 報告セグメントの変更等に関する事項

第1四半期連結会計期間より、報告セグメントごとの業績をより適切に評価管理するため、当社の共通費の配賦基準を見直し、事業セグメントの利益又は損失の算定方法の変更を行っております。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報については、変更後の算定方法により作成したものを記載しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年3月1日 至 2017年11月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年3月1日 至 2018年11月30日)
(1) 1株当たり四半期純損失金額( )	4円46銭	38円74銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失金額( ) (千円)	129,691	1,128,143
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 損失金額( )(千円)	129,691	1,128,143
普通株式の期中平均株式数(株)	29,079,301	29,122,273
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	-
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも のの概要	-	-

(注) 前第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につい  
ては、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年1月15日

株式会社トライステージ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 吉田 亮一 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 白取 一仁 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トライステージの2018年3月1日から2019年2月28日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2018年9月1日から2018年11月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（2018年3月1日から2018年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トライステージ及び連結子会社の2018年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。